

令和7年度 守口市会計年度任用職員

(家庭児童相談員) 募集案内

会計年度任用職員として守口市役所で勤務していただける方を募集します。

会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員で、1会計年度内任用される非常勤職員です。

会計年度任用職員に申込ができない場合があります

次のいずれかに該当する場合は申込みができません。

(地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合)

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・守口市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人。

採用までのスケジュール

- ① 「令和7年度 会計年度任用職員（家庭児童相談員）任用申込書」を、（※守口市のホームページからダウンロードできます）
守口市こども部こども家庭センターに提出します。（随時）

受付期間：令和8年1月23日（金）～令和8年2月20日（金）必着

- ② こども家庭センターが書類選考をおこないます。
- ③ 書類選考の結果をご連絡します。こども家庭センターにおいて、申込があった方から順次面接等を行います。具体的な仕事内容や勤務時間、日数などの説明を受けます。
- ④ 採用となった場合、会計年度任用職員として令和7年度任用されます。

※勤務成績が良好な方は令和8年度更新の可能性あり

申込方法

「令和7年度 会計年度任用職員（家庭児童相談員）任用申込書」を記載のうえ、資格や免許の写しを同封の上、守口市こども部こども家庭センターに提出してください。

郵送の場合は、封筒に朱書きで「会計年度任用職員募集」と記載の上、下記まで郵送してください。

直接持参の方は、月曜日～金曜日までの9時～17時半の間に下記へ持参ください。

提出先・連絡先

〒570-0033 大阪府守口市大宮通1丁目13番7号（守口市市民保健センター3階）

守口市 こども部 こども家庭センター 家庭児童相談

電話番号 06-6992-1655 (直通)

勤務条件

任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項
募集資格	A 社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理士・臨床心理士のいずれかの資格を有する人
	B 保育士・幼稚園教諭・教員・保健師・助産師・看護師のいずれかの資格を有し、民間施設、医療機関又は行政機関等での資格の職務経験を 5 年以上有する人
募集人員	若干名
業務内容	<p><u>ソーシャルケースワーク</u></p> <p>養育に不安がある家庭の相談、児童虐待の再発予防や啓発、児童虐待の通告対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問や面談は基本的に複数対応で実施し、常にチームで共有しています。 ・ケースカンファレンス、要保護児童地域協議会、研修会への出席があります。
基本給	日額：12,647 円～12,766 円（経験による）
諸手当等	<p>時間外勤務報酬、交通費、期末手当等、勤勉手当等</p> <p>※期末手当は、一定の要件を満たす場合に支給します。</p>
勤務時間	<p>月曜日～金曜日までの週 5 日</p> <p>9 時～19 時のうち休憩時間 45 分を除き、7 時間</p> <p>※通常は 9 時 45 分～17 時 30 分の勤務ですが、カンファレンスや面談の開始時間が遅い場合等には 9 時～19 時の間で勤務時間を調整していただくことがあります。</p> <p>※勤務日数、勤務時間については相談に応じます。</p>
休日	原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
休暇	<p>年次有給休暇（6 か月以上の任用見込みがある場合のみ）</p> <p>特別休暇（夏季休暇等）</p>
勤務地	守口市大宮通 1 丁目 13 番 7 号 守口市市民保健センター 3 階
任用期間	<p>令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで</p> <p>※勤務成績が良好な方は令和 8 年度更新の可能性あり</p>
試用期間	1 か月（条件付職員）
福利厚生	<p>健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、</p> <p>※一定の要件を満たす場合に加入します。</p>
服務	<p>地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。</p> <p>パートタイム勤務の会計年度任用職員は、地方公務員法第 38 条の営利企業への従事（兼業）制限の適用除外となっておりますが、兼業を行う場合は人事課に報告する必要があります。</p> <p>ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など） ・兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ・兼業を行うことによって守口市の信用を損なうおそれがある場合

申込後の申込書については、個人情報として厳正に取り扱います。返却はいたしませんので、ご了承ください。また、他で就職が決まった等の理由により、会計年度任用職員への任用を希望しなくなった場合は、必ずご連絡をお願いします。